

ひとり親家庭のために

ひとり親家庭等のための制度

こども政策課 ☎81-7169

ひとり親家庭等のために、次のような制度があります。詳しくは、こども政策課にお問い合わせください。

▼児童扶養手当

高校生年代までのお子さん(18歳になった後の最初の3月31日まで)を育てているひとり親家庭等に申請月の翌月分から手当を支給します(所得制限あり)。ただし、児童が政令に定める程度の障がいがあるときは、20歳未満までとします。

●対象

母子家庭、父子家庭、祖父母等の養育者が児童を養育している家庭、父または母に障がい(政令で定める程度)がある家庭、父または母の生死が明らかでない家庭等

※ 公的年金給付等を受けることができる場合には、公的年金給付等の額が手当額を下回るとき、差額分の手当を受給できます。

●支給月

1月、3月、5月、7月、9月、11月(年6回)

▼ひとり親家庭等医療費助成

高校生年代までのお子さん(18歳になった後の最初の3月31日まで)を育てているひとり親家庭等に、保険診療で支払った自己負担額を助成します(所得制限あり)。ただし、児童が規則に定める程度の障がいがあるとき、または学校教育法に規定する高等学校等に在学しているときは、20歳未満までとします。

●対象

母子家庭、父子家庭、祖父母等の養育者が児童を養育している家庭、父または母に障がい(規則で定める程度)がある家庭、父または母の生死が明らかでない家庭等

▼ひとり親家庭等日常生活支援事業

就職活動・就学等の自立促進に必要な事由や疾病等の社会的理由により、家事・保育等の支援が一時的に必要な場合に家庭生活支援員を派遣します(所得制限あり、事前相談必要)。

●対象

母子家庭、父子家庭、寡婦

▼自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度等で指定された職業能力開発のための教育訓練を受講する場合、受講料の一部を支給します(受講前相談必要)。

●対象

母子家庭、父子家庭

▼高等職業訓練促進給付金等支給事業

対象資格を取得する際に養成機関において修業をする場合に、一定期間支給します(受講前相談必要)。

●対象

母子家庭、父子家庭

▼ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

就職・転職を有利にするため、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者等が実施する対策講座を受講する場合、受講費用の一部を支給します(事前相談必要)。

●対象

ひとり親家庭の親とその児童(20歳未満)

▼母子父子寡婦福祉資金の貸し付け

生活の安定を図るため、神奈川県母子父子寡婦福祉資金の貸し付け相談を行っています。

●日時

月～金曜9時～17時(祝日、年末年始を除く)(予約制)

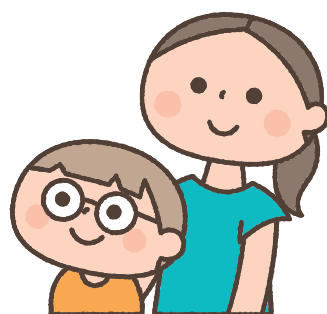
※ 事前に電話予約をしてお越しください。

●貸し付けする資金の種類

技能習得、就職支度、住宅、転宅、医療介護、生活、修学、就学支度、修業ほか

●対象

母子家庭、父子家庭、寡婦



ひとり親家庭等のための相談

▼母子・父子自立支援員による相談

母子・父子家庭や寡婦の方を対象に、神奈川県
の母子父子寡婦福祉資金の貸し付けの相談を
受け付けしているほか、生活や仕事、子育て等の
生活一般について、母子・父子自立支援員が相
談をお受けします。

●日時

月～金曜9時～17時（祝日・年末年始を除く）
（予約制）

※ 事前に電話予約をしてお越しください。

●場所

こども政策課

▼ひとり親家庭等総合相談会

ひとり親が抱えるさまざまな悩みや問題をまとめ
て相談・解決を図るために、①就労、②生活・教
育費、③養育費、④子育て、⑤住まいの5つの分
野で総合相談会を開催します。

詳細はこちら➡



●連絡先

こども政策課 ☎81-7169

▼養育費確保支援事業

養育費は離婚後のひとり親家庭における子ども
の健やかな成長のために大切なものです。養育
費の取り決めや未払い養育費の強制執行等にか
かる費用補助を実施しているほか、離婚全般に
関する悩み事や養育費の未払い等について弁護
士の個別相談も実施しています。

〔内容〕

- ①弁護士の個別相談（月1回程度実施：無料、要
予約）
- ②公正証書等作成費用補助（上限4万円）

③強制執行申立てに要する費用補助（上限15万
円）

④養育費保証契約費用補助（上限5万円）

⑤裁判外紛争解決手続き（ADR）に要する費用
補助（上限5万円）

※ 離婚前からご相談いただけます。

詳細はこちら➡



●連絡先

こども政策課 ☎81-7169

▼ひとり親家庭・総合支援情報サイト

「カナ・カモミール」

主に神奈川県内のひとり親家庭を対象として、行
政やNPO等の支援情報を掲載しています。

詳細はこちら➡



▼かながわひとり親家庭相談 LINE

県が実施するLINE相談。仕事、お金、子育て、
くらしの不安や悩みなど、ひとり親家庭の方のさ
まざまな相談を受け付けています。

●日時

火・木・土曜14時～21時（祝日・年末年始を除
く）

●友達追加方法

LINEアプリでID
「@kana_hitorioya」を検索

詳細はこちら➡

